

# 自転車通学について

## 1 自転車通学の許可について

本校生徒の通学は、原則として徒歩通学となっています。ただし、別紙地図の自転車通学許可区域に居住している生徒については、許可条件を厳守することを前提として自転車通学を許可しています。これは、自転車通学を開始した当時の生徒会やPTA、地域の皆様と何度も協議を重ね、「決められた約束を必ず守る」との条件のもとに決定したものです。

**また、本校では、小中学生の自転車事故の増加や、高額な賠償を伴う深刻な自転車事故の増加を踏まえ、自転車保険の加入とヘルメットの着用を自転車通学の許可条件にしています。**

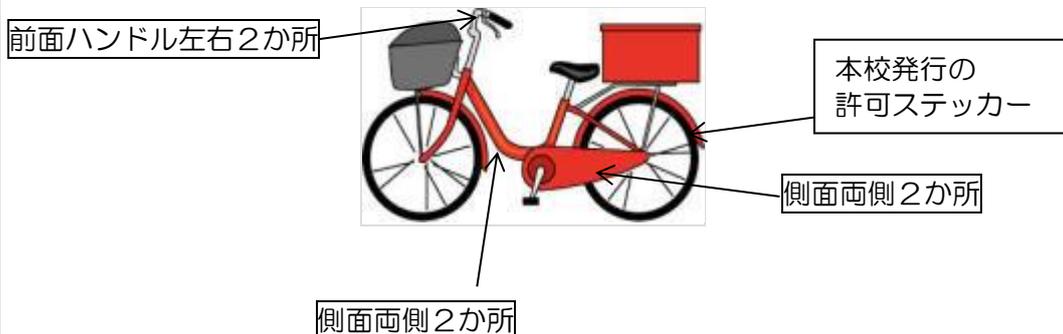
保護者の皆様におかれましては、趣旨をご理解いただくとともに、ご家庭での交通安全指導等、お子様の登下校の安全確保にご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 2 自転車通学の許可条件

### (1) 自転車について

- ① 普通自転車（競技用車は不可）で不要な部品は取り付けない。  
※ここでいう普通自転車とは、ハンドルが一字・アップ・ドロップ等の変形ハンドルでない普通ハンドルであり、後部に荷台が付いているものです。ハンドルの角度を変える、荷台を無理やり上げるなどの改造、ハブステップの装着などは認めない。
- ② 車体には、警察の防犯登録証が付いている。
- ③ 本校発行の許可ステッカーが貼付されている。  
※本校発行の許可ステッカーは、別紙の「自転車点検表」に基づいて、ご家庭で整備点検をしていただいたのち、学校で、自転車と点検表を確認した後に交付します。ステッカー代 200 円。原則として3年間使用しますので、できる限り在学中は一台の自転車をお願いします。なお、自転車を新しくした場合などは、防犯登録、許可ステッカーを再度申請してください。（ステッカーの代金は実費負担となります。）
- ④ 鍵、前後ブレーキ、ベル、ハンドル、ライト、反射板、荷台等が装備され、かつ、正常に機能する。
- ⑤ 夜間の安全のため、反射板以外に、蛍光テープ（反射テープ幅2cm、長さ20cm）を6枚用意し、3ヶ所に貼ってある。

### [反射テープ貼付箇所]



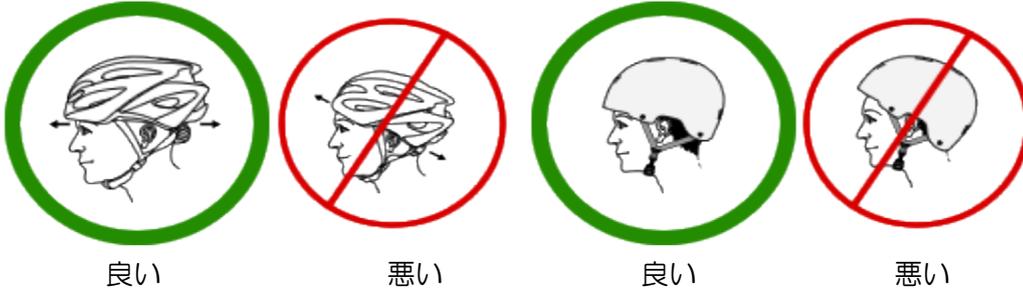
\* 荷台の自転車カゴの使用可。セーフティーカバーかネット使用が望ましい。

(2) 乗車について

⑥ SGマークの付いたヘルメットを着用する。

※ヘルメットは自費購入となります。色や形は自由です。ヘルメットは、必ずあごのストラップのバックルをしっかり締め、ストラップがきつく引っ張られた状態で装着してください。

※ヘルメットは常に前を低くして装着し、額を保護してください。決してヘルメットを後ろに傾けて額を出すようには装着しないでください。



SGマーク

JIS規格に基づいて定められたヘルメットの製品安全規格をSG規格といいます。この規格をクリアし、消費生活用製品安全法に基づいて安全なヘルメットとして認定されたことを示すマークです。

SGマークによる補償制度

SGマークの付いたヘルメットに欠陥があり、またSG規格に適合していないことが原因で消費者に人身被害が生じたと認められる場合は、その損害を補償するものです。ただし、オートバイレースなどの特殊な用途に用いられた際の負傷や、SG規格の定めるヘルメットの性能を超える強い衝撃を受けた場合などは補償の対象外となります。

- ⑦ 雨天時は必ず雨**ガッパ**を着用する。(傘をさしての片手運転は、絶対に行わないでください。)
- ⑧ サドルの高さを適切に調整する。(静止の状態で両足がつく高さ。)
- ⑨ 申請した通学路を通学する。(学校近隣の私道は通行不可)
- ⑩ 登下校時に学校敷地内や敷地内付近の坂道を下るまでは自転車に乗らない。
- ⑪ 校内では、指定の駐輪場所に置き、必ず鍵をかける。
- ⑫ 許可された者のみが使用し、他人に貸さない。
- ⑬ 荷物は後部荷台にひもでくくりつける。(荷物を肩にかけての運転はしない。)
- ⑭ 故障したり盗難にあたりした場合には、速やかに担任や安全担当の教員に伝え、その後の対応を相談する。(違う自転車にする場合には、新たに許可の手続きが必要です。)
- ⑮ 定期的に保護者と一緒に点検・整備を行い、整備不良車両には絶対に乗らないこと。(特にブレーキ点検をお願いします。) 無点検の状態に乗車を続けることは禁止。  
※点検項目については、「自転車点検表」を参考にしてください。  
※学校での自転車安全点検は、毎年4月、9月、1月の3回実施する予定です。
- ⑯ 交通規則・交通道徳を厳守し、交通安全に努める。
- ・スピードを出し過ぎない。
  - ・急に飛び出さない。(交差点は必ず一時停止して左右の安全を確認する。)
  - ・友達の荷物をのせて歩いたり、並んで走行したりしない。
  - ・左側通行、交差点の横断、踏切の横断(特に、上新井の大踏切)、夕方のライトの点灯等に留意する。

・その他、坂道、冬季の凍結・積雪時の走行等には十分な注意を要する。

※ 近年、乗り方のマナーが非常に悪く、地域の方から苦情が寄せられております。特に、二人乗り・急な飛び出し・道いっばいに並んで走る等の状況が見受けられます。正しいマナーを身に付けて、「自分の命は自分で守る」という意識を強く持ってほしいと思います。自転車の正しい乗り方・安全かどうかを判断して行動できるようにご家庭でもご指導をよろしくお願いいたします。

(3) 自転車通学の許可条件を守れなかった場合

**原則として、1か月の自転車通学停止**とする。また、状況により停止期間の延長や自転車通学許可の取り消しを行う場合もある。

(4) 自転車通学許可範囲について

別紙地図参照

(5) 自転車保険への加入について

近年、道路交通法等に違反する自転車運転が認められる場合、その賠償責任が厳しく問われ、高額な賠償が求められるケースが急増しております。そのため、「個人賠償責任」を補償する保険で、「自転車運転中に第三者にけがをさせたしまった」など、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われる保険へのご加入をお願いします。

〔参考〕毎年2月頃、各小学校にて、所沢市PTA連合会より「団体傷害保険のご案内」が配布されております。

〔損害賠償額の実例〕

事故例	損害賠償額
小学5年生の子供が、坂道を時速30kmで爆走し、散歩中の女性(67歳)に正面衝突。女性は頭の骨を折るなどして意識不明の状態に。	9,520万円
男子高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を直進してきた自転車の男性会社員(24歳)と衝突。会社員に重大な障がい(言語機能所喪失など)が残った。	9,266万円
男子高校生が交差点の横断歩道を赤信号で走行し、バイクの男性(62歳)と衝突。男性は頭蓋骨損傷で13日後に死亡した。	4,043万円

(6) その他

- ・学区外からの通学は、距離が遠くても自転車通学は許可できません。徒歩、または公共交通機関を利用して登校してください。
- ・2～3年生についても、毎年更新となります。
- ・自転車通学者が徒歩での通学を希望する場合は、安全上の観点から、担任または学年の先生に伝えるようお願い致します。